

中小企業知的財産啓発普及事業

【事業概要】

中小企業が抱える知的財産の創造・保護・活用のための様々な障害や困難を解決し、知的財産の効果的活用による競争力強化を促進するため、全国の商工会・商工会議所に、「知財駆け込み寺」を整備し、支援機関や専門家に取り次ぎます。

併せて、知的財産経営の普及を目指し、全国で地元ニーズに則ったセミナーを開催します。

委託先: 日本商工会議所、全国商工会連合会

予算額: 1億円

【事業の内容】

1. 中小企業の相談内容に応じた支援機関等への取次

各商工会議所・商工会の窓口で経営指導員が、中小企業者の相談を聞いた上で、適切な公的支援機関や弁理士などの専門家へ取り次ぎを行います。

業務開始: 平成18年7月3日(月)～

取次窓口: 全国の商工会議所・商工会、都道府県商工会連合会

取次先例: 経済産業局特許室、工業所有権情報・研修館、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構中小企業・ベンチャー総合支援センター、発明協会、日本弁理士会、日本弁理士連合会、弁理士知財ネット、都道府県等中小企業支援センター 等

受付内容: 知的財産全般

産業財産権の取得・保護・活用に関する課題の他、営業秘密や技術流出防止、先使用权などの権利化以外の手段による保護や取引関係(技術の取り上げや共同研究・試作品作成における技術の保護)の問題など、知的財産経営戦略上の問題解決

2. 地元ニーズに合わせたセミナーの開催

知的財産を経営の中核に据えた企業活動の普及を目的とした知的財産活用略や問題解決指南などのセミナーを各地で開催し、中小企業の知的財産の活用を支援します。

開催時期: 平成18年7月から平成19年3月まで

開催箇所: 商工会においては、各都道府県商工会連合会

商工会議所においては、全国54箇所の商工会議所